

農園利用契約書（例）

（目的）

第1条 この契約書は、〇〇〇（以下「甲」という。）が開設する市民農園において□□（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

（対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

（農作業の実施等）

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

4 甲の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、乙は甲に対し、その損失を補填すべきことを請求することができる。

（料金の支払）

第4条 乙は、料金〇〇〇〇円を毎年 月 日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、 年間とする。（注：5年以内とすることが望ましい。）

（契約の解除）

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき
- (2) 乙が契約に違反したとき
- (3) 乙が〇ヶ月にわたり農作業を行わないとき

（料金の不還付）

第7条 契約が解除されたときには、乙が既に収めた料金は還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

(1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき

(2) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

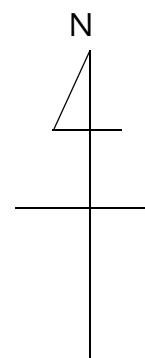
(本契約書は、二通作成し、それぞれ各一通を所持すること。)

別 紙

農園利用の対象となる農地

1 位置

1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16



(注) 農園利用の対象となる農地の位置は、区画の番号を斜線で表示する。

2 区画番号〇〇の面積 m^2